

令和6年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和6年3月26日(火) 午後2時00分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 鳥羽田 信
- 4 教育長及び出席委員
教育長
教育委員 3名
事務局 10名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7 会議の大要

(1) 開会

小沼教育長 午後2時開会を宣す。

小沼教育長 会議に先立ち、私から「校長の人事内申について」、「笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」、「笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令について」、「笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」の議案を發議いたします。本日の議事日程において、本日の議事日程において、「校長の人事内申について」を「議案第20号」、「笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」を「議案第21号」、「笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令について」を「議案第22号」、「笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」を「議案第23号」として追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、校長の人事内申についてを「議案第20号」、「笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」を「議案第21号」、「笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める

訓令について」を「議案第22号」、「笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」を「議案第23号」として議事に追加いたします。

(2) 議事録署名人の指名

小沼教育長 鳥羽田委員を指名する。

(3) 教育長の報告

小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

小沼教育長 教育長のお務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

鳥羽田委員 2月17日の子ども育成支援センターの講演会に参加しました。自らが不登校児だったという方のお話だったのですが、本当にわかりやすく、不登校の子どもたちが聞いても、よくわかったのではないかと思います。このような講演会がたくさんあるといいかなと思いました。

小沼教育長 ほかにございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(5) 議事

小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事「議案第4号」、「議案第5号」、「議案第6号」、「議案第20号」については、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開とし、議事の順と異なりますが、併せて後ほど審議したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第4号」、「議案第5号」、「議案第6号」、「議案第20号」の案件を非公開といたします。

小沼教育長 それでは、「議案第7号 笠間市教育委員会公告式規則の一部

を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 16ページをご覧ください。「議案第7号 笠間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。本案は、笠間市公告式条例の改正に伴いまして、方針の統一を図るため所要の改正を行うものです。具体的には、公告文書への公印の押印を不要とするものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「笠間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第7号 笠間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 つきまして「議案第8号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 19ページをご覧ください。「議案第8号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。本案は、第三子給食費無償化事業の実施に伴い、対象要件である保護者が養育する子どもの上限年齢を15歳から18歳に変更するため、所要の改正をするものです。つきましては資料表によりご説明いたします。21ページをご覧ください。笠間市学校給食費取扱規則第2条第3項中「小中学校児童生徒」を「小中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）に改める。第5条「小中学校児童生徒」を「児童生徒」に改める。第7条第1項第3号中「小中学校児童生徒」を「児童生徒」に改め、22ページになります同条第2項中「15歳」を「18歳」に、「小中学校児童生徒」を「者」に改めるものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市学校給食

費取扱規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第8号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第9号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 24ページをご覧ください。「議案第9号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明します。本案は、歴史民俗資料館等の開館時間及び休館日を変更するものです。第4条に規定する開館時間につきましては、現在午前9時から午後4時30分であったものを、利用実態に合わせ、火曜日と木曜日が午後1時から午後4時。土曜日と日曜日を午前9時から午後4時に変更いたします。次に、第5条に規定する休館日につきましては、現在は祝日と月末日が休館などと複雑だったものを、今回の改正により年末年始を除き、年間を通して火曜日と木曜日の午後1時から午後4時と、土曜日と日曜日の午前9時から午後4時は開館していることとなりまして、利用者にわかりやすく変更するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

- 各委員 (異議なしの声)
- 小沼教育長 異議なしと認め、「議案第9号 笠間市資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。
- 小沼教育長 続きまして「議案第10号 笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。
- 事務局 28ページをご覧ください。改正内容ですが、第3条において、現行「5人」とされている委員の人数を「5人以内」とし、また、第5条で「臨時に委員を置くことができるよう変更」し、近い将来には必要となる資料館の改廃などの課題に柔軟に対応できる組織への見直しを行うものです。説明は以上です。
- 小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。
- 各委員 (特になしの声)
- 小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 小沼教育長 異議なしと認め、「議案第10号 笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。
- 小沼教育長 続きまして「議案第11号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程を廃止する訓令について」、「議案第12号 笠間市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について」、「議案第13号 笠間市部活動指導員配置要綱を廃止する告示について」、「議案第14号 笠間市教育支援室設置要綱の全部改正について」及び「議案第18号 笠間市部活動指導員配置要綱について」は、すべて会計年度任用職員の任用についての議案となりますので、一括して事務局より説明を求めます。

事務局

「議案第11号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程を廃止する訓令について」、「議案第12号 笠間市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について」、「議案第13号 笠間市部活動指導員配置要綱を廃止する告示について」、「議案第14号 笠間市教育支援室設置要綱の全部改正について」及び「議案第18号 笠間市部活動指導員配置要綱について」は関連がありますので、一括してご説明します。議案は31ページから63ページまでとなっております。本案は、笠間市会計年度任用職員運用管理規程を運用するに当たり、教育委員会の関連する規定、要綱について、廃止、全部改正、制定をするものでございます。具体的には、笠間市会計年度任用職員運用管理規程との整合性の整理と重複する項目の削除となっております。説明は以上です。

小沼教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、「笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程を廃止する訓令について」、「笠間市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について」「笠間市部活動指導員配置要綱を廃止する告示について」、「笠間市部活動指導員配置要綱について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

鳥羽田委員

特別支援教育支援員配置要綱の第4条の職務の(4)ですが、教員等に対する特別支援に関する情報の提供というのはどの程度の意味なのか教えてください。教員に対して情報を提供するというのは、支援の業務としては期待が大きすぎるのではないかと思います。

事務局

支援員から教員への情報提供は、普段の支援をしている時の様子の共有と、日誌を通じての管理職への業務内容の報告といった情報提供となっております。

鳥羽田委員

私にとってみれば、それは当然の業務だと思っているので、それ以上のものを何か期待するのとかこの文面から思ったので。例えば、支援の必要な子どもたちに対する支援の手立てを周りの子どもたちに話をしたり、理解を周りの子供たちに求めたりとか、そういう業務のほうが直接出てこないのですが、必要なという感想を持ちました。

事務局

研修等を行っていますので、鳥羽田委員のご意見も伝えながら

研修に組み入れて行きたいと思います。

菊池委員 同様に特別支援教育支援員のことですが、勤務日数や実数、また期間等についての制限というのはないのでしょうか。例えば、年間何日以内とか、何時間以内とか。

事務局 これまでは扶養範囲内で仕事をされている方もいらっしゃったわけですが、基本的に現場のほうで扶養範囲内ですと、やはり時間数が足りないということで、1日6時間、勤務日数ということで200日、1400時間以内というような形で、今回設けさせていただいております。ただ、1400時間については、今回の例規上は載せてございません。あくまでも内規扱いというような形です。以上です。

菊池委員 もう1点ですが、第7条の2項に、支援員の配置について必要がなくなったときは、速やかに報告書を校長が教育長に提出とありますが、不要になったという状態については、校長判断ということで、よろしいのでしょうか。確認です。

事務局 お子さんが転校してなくなったということも含めていますので、ある日突然お手伝いの内容が変わりましたということはありません。委員会も含めてのやり取りをし、前後の子供の様子も含めてになると思いますが、基本的には先ほどお話ししたように、転校等の内容が1番かと思えます。

菊池委員 状態が徐々に良くなって行って、支援員なしでも学校生活が送れるようになって外れることも十分にあり得ると思います。それから、41名の支援員が配置になったということなのですが、例えばそれ以外に、年度途中で支援が必要な児童生徒が出たけれど、外に人を求められない場合、41名の配置がえということも可能性としてないわけではないかなと思ったので、校長が教育長に報告をする報告書を出す前には、十分指導室とのやりとりがありますよねという確認でした。以上です。

小沼教育長 そのほかございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議

ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第11号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程を廃止する訓令について」、「議案第12号 笠間市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について」、「議案第13号 笠間市部活動指導員配置要綱を廃止する告示について」、「議案第14号 笠間市教育支援室設置要綱の全部改正について」及び「議案第18号 笠間市部活動指導員配置要綱について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第15号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部を改正する訓令について」事務局より説明を求めます。

事務局 47ページをご覧ください。「議案第15号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明します。本案は笠間市行政組織機構の改編に伴い、所要の改するもので、具体的には、秘書課長を人事課長に改めるものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部を改正する訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第15号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第16号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について」事務局より説明を求め

ます。

事務局

48ページをご覧ください。「議案第16号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について」ご説明します。本案は、第三子給食費無償化事業の実施に伴い、対象要件である保護者が養育する子の上限年齢を15歳から18歳に変更するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。50ページになります。第2条中「15歳」を「18歳」に、「間にあり」を「間にある者を3人以上養育し」に、「児童又は生徒を3人以上養育し、かつ」を「児童又は生徒について」に改めるものでございます。説明は以上です。

小沼教育長

ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員

(特になしの声)

小沼教育長

それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか

各委員

(異議なしの声)

小沼教育長

異議なしと認め、「議案第16号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長

続きまして、「議案第17号 笠間市立学校における地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」事務局より説明を求めます。

事務局

52ページをご覧ください。本案は、地域学校協働活動推進員に関し必要な要綱を新たに定めるものです。第2条が「設置」で、市内全ての小中義務教育学校に設置することができるとし、第3条が「定数」で、1学校区に原則1名としますが、実情に応じ、複数校や複数人を可能としております。第4条は「委嘱」で、学校長の推薦により教育委員会が委嘱することとしております。次の53ページでございますが、第6条が「職務」で、推進員は教

育委員会に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有や、協働活動を行う地域住民等に助言や援助を行うこととしております。第2項で具体的な事項を定めております。第9条が「謝金の支出」で、予算の範囲内で謝金を支払うこととしております。来年度令和6年度は時給1000円、ひと月の上限を1万円としまして、5人分の予算60万円を予算化しております。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市立学校における地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第17号 笠間市立学校における地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第19号 カサマジニアクラブ設置要綱の制定について」事務局より説明を求めます。

事務局 65ページをご覧ください。「議案第19号 カサマジニアクラブ設置要綱の制定について」ご説明します。本案は、休日の部活動を地域移行していく中で、地域のクラブ活動の運営母体となる、カサマジニアクラブを設置するために必要な事項を定めるものでございます。まず、第1条で、教育委員会内にカサマジニアクラブを設置するとしております。第3条で、指導者の人材バンクを設置し、登録を行ってまいります。第5条で、クラブの会員となる中学生を登録いたします。第8条で、庶務につきましては、学務課内において処理することとしております。なお附則で、この告示は令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「カサマジニア

クラブ設置要綱の制定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第19号 カサマジニアクラブ設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案21号 笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」、「議案第22号 笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令について」、「議案第23号 笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」は、いずれも読点の表記を改めてに関する議案となりますので、一括して事務局より説明を求めます。

事務局 「議案21号 笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」、「議案第22号 笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令について」、「議案第23号 笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」は、改正内容が同一ですので、一括してご説明します。議案は、71ページから76ページまでになります。本案は、令和6年第1回笠間市議会議会において笠間市読点の表記を改める条例が議決されたことを受けまして、教育委員会の関連する、規則、訓令及び告示について改めるものでございます。具体的な内容は、「、」から「、」へ変更するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について」、「笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令について」、「笠間市教育委員会告示の読点の表記を改める告示について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

議案第15号	笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部を改正する訓令について	可決
議案第16号	笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について	可決
議案第17号	笠間市立学校における地域学校協働活動推進員設置要綱について	可決
議案第18号	笠間市部活動指導員配置要綱の制定について	可決
議案第19号	カサマジュニアクラブ設置要綱の制定について	可決
議案第20号	校長の人事内申について	可決
議案第21号	笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について	可決
議案第22号	笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定について	可決
議案第23号	笠間市教育委員会訓令の読点の表記を改める告示の制定について	可決